

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 石垣市福祉事務所長

知念 修



平成27年6月19日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく、平成27年4月22日付け石福第1054号による保護却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯及び審査請求人の主張

石垣市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人 （以下「請求人」という。）に対し、本件処分を行った。

本審査請求は、実施機関が行った処分に納得がいかず、沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、本件処分の取消を求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

① 請求人は、平成24年11月26日に保護が開始され、平成27年2月1日に資産活用及び知人からの援助により最低生活維持可能との理由により保護廃止となるまでの間、石垣市福祉事務所管内で生活保護を受給していたこと。

② 請求人は、処分庁に対し平成27年3月23日に保護申請書を提出したこと。

- ③ 福祉事務所職員は、請求人が保護申請した際に、稼働能力活用義務を説明し、ハローワークを介し稼働するよう奨励したこと。
- ④ 福祉事務所職員は、市生活困窮者自立支援制度担当者に、請求人が生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金事業の支給対象に該当することを確認し、該当する旨の回答を得ていること。
- ⑤ 福祉事務所職員は、請求人の居住地へ訪問調査を行った際に、稼働能力活用に関する助言指導を特段行ってはいないこと。
- ⑥ 請求人は、福祉事務所職員が訪問調査に訪れた際に、現居住地は市街地から遠方にあり就労するには適していないので、市街地へ転居し求職活動を行いたい旨を伝えていること。
- ⑦ 処分庁は、概ね次の理由により本件処分を決定したこと。
- ア 以前に保護を受けていた際の記録及び今回の保護申請後の状況から稼働能力の活用を図っているとは認められないため
  - イ 生活困窮者自立支援制度等の他施策が保護に優先されるため

## 2 判断

### (1) 法令等

#### ① 法第4条第1項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

#### ② 法第6条第1項

この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

#### ③ 法第6条第2項

この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

#### ④ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「生活困窮者法」という。）第2条第1項

この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

- ⑤ 保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の1の（2）

要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

- (2) 本件審査請求について

- ① 要保護者が、保護開始の申請をした場合、この要保護者が利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わない時は、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することとしている。利用しうる資源の活用を怠っている又は忌避している要保護者の保護開始の申請を却下するためには、その前段として、保護の実施機関による適切な助言指導を必要とするのである。

本件において、請求人に対し稼働能力の活用に関して適切な助言指導が行われていたかどうかであるが、請求人が保護開始の申請を行った際に、ハローワークを介して稼働するよう奨励したのみであり、その後の訪問調査時においても、求職活動を行っているかどうかといった質問が行われたのみであり、これをもって適切な助言指導があったとは認められない。適切な助言指導というには、少なくとも、福祉事務所が保護申請書や申請時に行われた面接相談等において把握しえる、年齢、職歴、身体状況等が考慮されたものでなければならないだろう。

よって、処分庁が、適切な助言指導を行わないまま保護申請を却下している点について瑕疵がある。

- ② 法は、被保護者及び被保護者ではない要保護者が対象であり、生活困窮者法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象としている。（子どもの学習支援事業を除く。）

また、生活困窮者法の運用に当たっては、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方に基づき、生活保護が必要である

と判断される場合には、適切に福祉事務所につなぐことが必要であるとされている。

法と生活困窮者法とは対象者が異なるのであるから、被保護者及び被保護者ではない要保護者に対しては、法による保護を適用すべきであって、これらの者が、生活困窮者法による給付を受ける要件を満たしているからといって、そのことを理由に保護申請の却下や保護の停廃止の処分を行うことは認められない。つまり、生活困窮者法による給付は、保護に優先するものではなく、法第4条第1項にいう被保護者及び被保護者ではない要保護者が利用し得る「資産、能力その他あらゆるもの」にはあたらないのである。

なお、保護の申請者が、自らの収入、資産等を活用することにより最低生活の需要を満たすことができると認められる又は保護の要件を欠いているために保護を実施できない場合には、それぞれの理由をもって申請を却下することとなるが、その者が要保護状態には至らないものの経済的に困窮している、就労など様々な課題を抱えている場合には、生活困窮者法の自立相談支援機関につなぐといったアフターフォローが必要である。

本件について、処分庁が、生活困窮者法による給付が保護に優先するとして保護申請を却下している点について瑕疵がある。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年8月12日

沖縄県知事

翁長 雄志

